

## 政令第百三十二号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「五千百四十円」を「五千三百十円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 令和六年三月以前の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額については、なお従前の例による。